

D 1 - 2 1

5 年 保 存 (常) (令和12年12月31日まで)

F N . D 1 - 3 - 0

鹿 交 企 第 2 9 6 号

鹿 交 指 第 1 3 0 号

鹿 交 規 第 2 1 5 号

鹿 免 管 第 1 1 8 9 号

鹿 免 試 第 1 5 3 号

鹿 交 機 第 1 0 号

鹿 高 速 第 1 1 1 号

鹿 生 企 第 2 9 7 号

鹿 地 第 3 0 2 号

令 和 7 年 1 2 月 3 日

関係所属長 殿

本 部 長

担当	高齢者支援係	Tel	■
----	--------	-----	---

鹿児島県警察交通死亡事故抑止総合対策本部設置要綱の制定について
(通達)

交通死亡事故抑止総合対策室については、「鹿児島県警察交通死亡事故抑止総合対策本部設置要綱の制定について（通達）」（令和2年11月19日付け鹿交企第141号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、別添「鹿児島県警察交通死亡事故抑止総合対策本部設置要綱」のとおり一部見直しを行ったことから、運用に誤りのないようになりたい。

なお、この通達は令和7年12月3日から施行し、旧通達は同年12月2日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察交通事故抑止総合対策本部設置要綱

1 設置

鹿児島県警察本部に、鹿児島県警察交通事故抑止総合対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

2 任務

対策本部は、交通事故抑止対策の企画、立案及び総合調整を行うとともに、本県における交通事故抑止対策を推進することをその任務とする。

3 対策本部の構成及び運営

- (1) 対策本部は、本部長、参与、副本部長及び本部員をもって構成し、その構成は、対策本部構成表（別表第1）のとおりとする。
- (2) 対策本部は、本部長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (3) 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部外の者に、対策本部への出席を求めることができる。
- (4) 対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

4 対策室の設置

- (1) 対策本部の円滑な運営を図るため、対策本部に対策室を置く。
- (2) 対策室は、対策本部において審議すべき事項について、調査及び検討を行うものとする。
- (3) 対策室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、その構成は、対策室構成表（別表第2）のとおりとする。
- (4) 対策室は、おおむね10日間に交通事故が5件発生した場合又は本部長が指示した場合に室長が招集し、室長が主宰する。
- (5) 室長は、必要があると認めるときは、対策室外の者に、対策室への出席を求めることができる。
- (6) 対策室の運営に関して必要な事項は、室長が別に定める。

5 庶務

対策本部の庶務は、交通企画課において行う。

別表第1 (3の1)関係)

対 策 本 部 構 成 表

区 分	職 名
本 部 長	交通部長
参 与	生活安全部長
副 本 部 長	交通部参事官 生活安全部参事官
本 部 員	交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 免許管理課長 免許試験課長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 生活安全企画課長 地域課長

別表第2（4の3）関係）

対 策 室 構 成 表

区 分	職 名
室 長	交通部参事官
副 室 長	交通企画課長
室 員	高齢者交通安全支援室長 交通企画課課長補佐 交通指導課課長補佐 交通規制課課長補佐 免許管理課課長補佐 免許試験課課長補佐又は統括係長 交通機動隊隊長補佐 高速道路交通警察隊副隊長 生活安全企画課課長補佐 地域課課長補佐 その他室長が指定するもの